

# 住宅改修ご利用の手引き

白 老 町

令和 3 年 9 月

## 介護保険の住宅改修

介護を必要とする人が、住みなれた自宅で安全に生活できるように、小規模な住宅改修をした場合、介護保険の給付を受けることができます。

### 1 介護保険の住宅改修を利用できる人

白老町において介護保険の要介護・要支援認定を受け、要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定された人で、在宅生活を送っている人。

### 2 改修できる住宅

介護保険被保険証に記載された住所に所在する住宅

### 3 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

	改修種別	内 容
(1)	手すりの取付け	転倒の予防や移動をスムーズに行なうために取り付けるものです。 なお、取付けに工事を伴わない手すりは住宅改修の給付対象として認められません。ただし、福祉用具貸与の対象になる場合があります。
(2)	段差の解消	段差を解消するために行なうものです。敷居を低くしたり、床をかさ上げしたりするもの等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないスロープやすのこ等の設置や、昇降機等動力による段差解消機器の設置は住宅改修の給付対象として認められません。ただし、福祉用具貸与の対象になる場合があります。
(3)	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	転倒の予防や移動をスムーズに行なうため、床及び通路面の材料を変更するものです。具体的には、畳・タイル等滑りやすい材質からフローリング・ビニール系材質への変更等あげられます。
(4)	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も給付対象となります。
(5)	洋式便所等への便器の取替え	和式便所を洋式便所に取り替える工事が対象となります。なお、福祉用具購入費支給対象である腰掛便座の設置は住宅改修の給付対象として認められません。
(6)	その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	① 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③ 床材の変更のための下地の補強や根太の補強 ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化工事）を除く）や床材の変更

#### 4 住宅改修の保険給付額

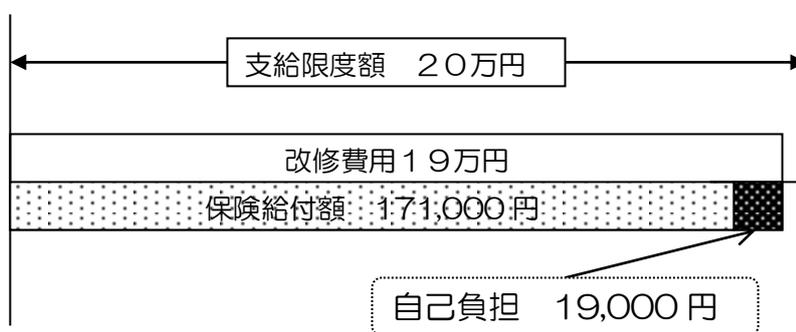
介護保険では、改修にかかった費用 20 万円までについて住宅改修の支給申請をすることができ、そのうち 9 割分または 8 割分、7 割分が保険から支払われます。

20 万円の工事費用の場合、1 割の 2 万円（2 割の場合 4 万円、3 割の場合は 6 万円）が自己負担となり、残り 9 割の 18 万円（残り 8 割の 16 万円、残り 7 割の 14 万円）が介護保険から給付されます。

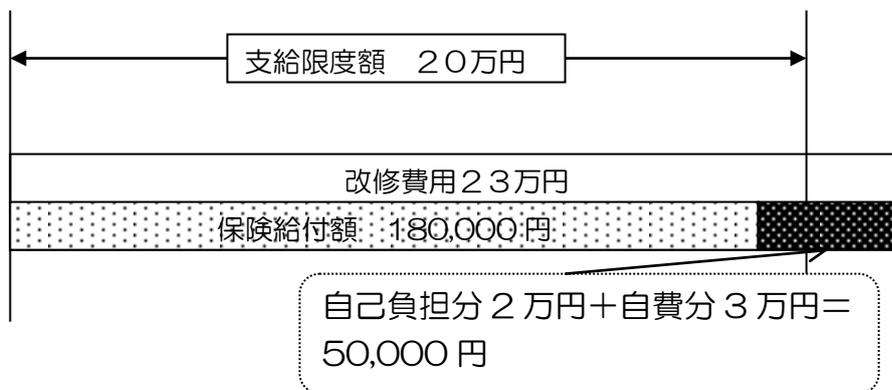
※利用者の負担割合証で必ず自己負担割合を確認してください。

【例】 1 割の場合

改修費用が 19 万円の  
とき



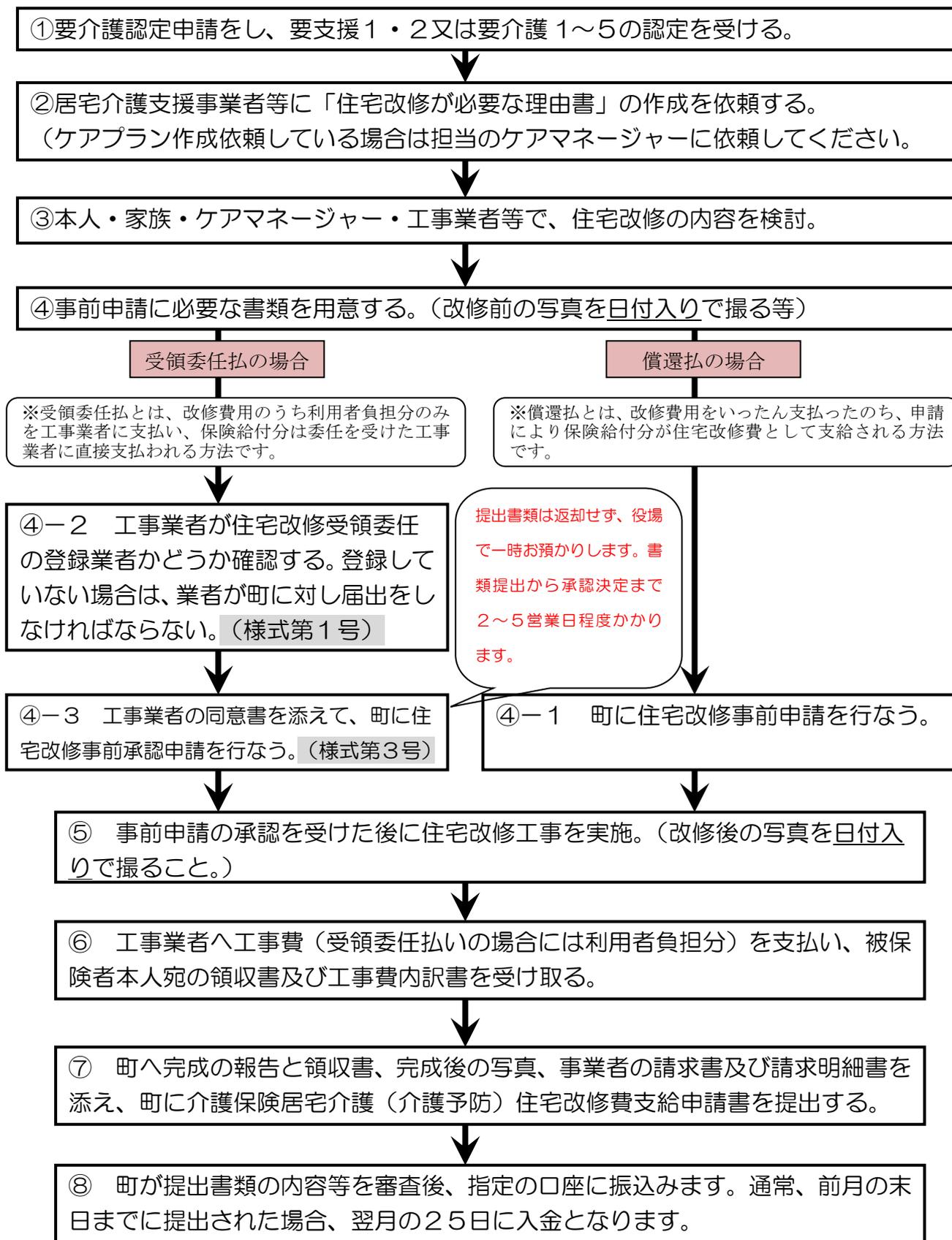
改修費用が 23 万円  
のとき



支給限度基準額は、原則的に被保険者 1 人につき 20 万円までとなっていますが、以下の場合には既に 20 万円の支給申請がされていても、再度支給される場合があります。

- ① 被保険者の要介護等状態区分が著しく高くなった場合  
(初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日と比べて、介護の必要の程度が 3 段階以上上がった場合)
- ② 被保険者が転居した場合 (住宅改修した住宅から他に転居した場合)

## 5 住宅改修の実施方法



## 6 事前申請（着工前）に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	<p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（償還払用）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※償還払いのときに提出</span></p> <p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任用）要綱 様式第2号（第4条・第7条関係）  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※受領委任払いのときに提出</span></p>	<p>①申請印は印影がはっきりしていること。            ②申請印はシャチハタではないこと。            ③訂正は申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。            ④被保険者証などを参考に正確に記載すること。            ⑤事前協議の終了後、事前協議確認欄に受付印の押印をうけること。            ⑥申請日は完了報告の際に記入するので、事前申請の時は空欄。</p>
2	住宅改修が必要な理由書	<p>① 原則的に被保険者が契約する居宅介護支援事業者などに所属するケアマネージャーが記載すること。            ② 居宅介護支援事業者などと契約していない場合は任意の居宅介護支援事業所などに依頼すること。（高齢者介護課の窓口までご相談ください。）            ③ 事前協議終了後、保険者の確認欄に事前協議の実施日と担当職員名の記載をうけること。</p>
3	工事費見積書	<p>① 工事費と材料費を適切に区分すること。            ② 材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記入すること。既製品を利用する場合には、必ずカタログのコピーを添付すること。            ③ 住宅改修の種類を明記すること。            ④ 諸経費の記載はできる限り避けること。            ⑤ 図面（平面図・立面図）を添付すること。</p>
4	<p>受領委任同意書  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※受領委任払いのときに提出</span>            要綱 様式第3号（第4条関係）</p>	<p>① 受領委任払い制度を利用する場合に申し出ること。            ② 事前申請前に工事業者に申し出ること。</p>
5	現況写真	<p>① 日付入りのカラー写真で撮影すること。            ② 改修箇所すべての写真を提出すること。</p>

※ 受理後に書類の修正や追加をお願いする場合があります。

## 7 完了報告（工事完了後）に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	<p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払用） ※償還払いのときに提出</p> <p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任用）要綱 様式第2号（第4条・第7条関係） ※受領委任払いのときに提出</p>	<p>① 申請印は印影がはっきりしていること。</p> <p>② 申請印はシャチハタではないこと。</p> <p>③ 償還払いの場合、口座は原則被保険者本人の口座であること。（本人以外の場合は、委任状を添付のこと）</p> <p>④ 受領委任払いの場合、工事業者の口座であること。</p> <p>⑤ 訂正は、申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。</p> <p>⑥ 被保険者証などを参考に正確に記載すること。</p> <p>⑦ 事前協議確認欄に町の受付印がある申請書で行なうこと。</p> <p>⑧ 受領委任払いのときには、受領委任に関する同意書を添付すること。</p>
2	領収書	<p>① 宛名は被保険者本人であること。</p> <p>② 印紙が適切に添付してあること。</p> <p>③ 提出の際には原本とコピーを提出のこと。</p> <p>④ 受領委任払いの場合は利用者負担分の金額であること。（1割分または2割分、3割分）</p>
3	工事費内訳書	<p>① 工事費と材料費を適切に区分すること。</p> <p>② 住宅改修の種類を明記すること。</p> <p>③ 諸経費の記載はできる限り避けること。</p> <p>④ 写真と照合できるように表示すること。</p>
4	改修前後の写真	<p>① 日付入りのカラー写真であること。</p> <p>② 改修箇所すべての写真を提出すること。</p> <p>③ 改修前後を対比できる写真であること。</p>
5	請求書 要綱 様式第4号（第7条関係）	事業者の請求書（9割分または8割分、7割分）及び請求明細書
6	所有者の承諾書	<p>① 賃貸住宅を改修する場合に提出すること。</p> <p>② 賃貸住宅でなくても、改修にあたって所有者の承諾を必要とする場合には添付すること。</p> <p>③ 事前に住宅の所有者に承諾を得てから改修すること。</p>

領収書見本

見本1 ○領収書として認められるもの○

領 収 書	
白老 花子 様	令和3年4月12日
金額¥13,000円	
但し：介護保険住宅改修 (介護保険適用2割自己負担)代として	
(株)白老住宅サービス 〒059-1234 白老町○□町△番○号 電話 0144-〇〇-×〇×〇	

住宅改修完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付とならないようご配慮下さい。

※ 介護保険住宅改修対象工事外が含まれている場合は、別途内訳書にて対象工事金額と、対象外金額を分類して記載してください。

※ 支給限度基準額(20万円)を上回った場合は、上回った金額分で別の領収書を発行してください。

見本2 ×領収書として認められないもの×

領 収 書	
上 様	令和3年4月12日
金額¥13,000円	
但し：工事一式代金	
(株)白老住宅サービス 〒059-1234 白老町○□町△番○号 電話 0144-〇〇-×〇×〇	

「あて名が」被保険者ではありません。

介護保険住宅改修かどうか  
明確ではない。

## 8 支給要件

※(1)(2)いずれにも該当すること

(1) 居宅要介護(要支援)者が現に居住する住宅(＝被保険者証に記載された住所地)について住宅改修が行われること。

※被保険者証記載以外の住所地は認められません。必ず、被保険者証に記載されている住所地を確認してください。

※特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホーム等は高齢者に適した造りとなっているので、住宅改修は一般的には想定していません。

(2) 居宅要介護(要支援)者の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。

## 9 留意事項

(1) 入院中の申請について

入院または施設に入所中の要介護(要支援)被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、退院・退所できなかった場合は保険給付されません。

## 10 ユニットバス工事

ユニットバスは、天井・床・浴槽などを予め成型して、現場で組み立てる浴室であり、セットで販売されています。

介護保険の住宅改修で対象となるのは、床・浴槽・扉であり、ユニットバスでの保険適用は一部分となり、工事費用を按分(保険適用分・適用外分)して算出することになります。

【認められる条件】

段差解消や滑りの防止として、特定福祉用具(すのこ、浴槽手すり、バスボード)の活用を検討した上で、なお問題が解決しない場合、住宅改修での支給対象とします。

(1) 添付書類について

工事費内訳書には、メーカーの内訳書かパンフレット(品番・仕様・図面・標準価格の記載があるもの)を添付してください。

## (2) 材料費の按分について

按分については、メーカーに確認をお願いします。メーカーでの確認、按分が出来ない場合は、介護保険担当課までご相談ください。

### 材料費の按分の例

品名	型番	標準価格(円)	納入価格(円)	備考
浴槽	AU-BT36	110,000	95,000	申請対象 段差解消
洗い場	BU-BW56	130,000	104,500	申請対象 床材の変更
壁パネル	AU-CL56	240,000	190,500	
天井パネル	AU-DD55	80,000	71,500	
扉(中折戸)	AU-FD55	47,000	38,500	申請対象
収納パネル	AU-ED51	55,000	44,500	
混合栓	CD-SU61	12,000	10,500	
シャワー		30,000	24,500	
シャワーヘッド		7,000	6,500	
照明機具	AU-HA55	6,500	5,500	
換気扇	DY-17CY2	10,000	8,500	
合計		727,500	A 600,000	

- 表のA(納入価格の合計)が、「工事費積算書」または、「支払内訳書」のユニットバス価格と一致するものが部材価格表として認められます。
- 標準価格、納入価格は税抜き

## (3) 工事費の按分について

- ①ユニットバス全体の組立て工事費を税抜き標準価格(メーカーが表示した小売価格、基本となる一般的な価格)の10%を目安として算出します。
- ②上記①で算出した全体の組立て工事費に、下表に該当する対象部分の按分率を掛けて算出します(1円未満切捨)。

### 工事別按分率

保険対象工事	床	浴槽	扉
按分率	20%	15%	10%

## (4) 工事費の算出方法

全体の組立て工事費=税抜き標準価格(オプション・付属は含まない)×10%

対象部分の組立て工事費=全体の組立て工事費×対象の按分率

例) 納入価格(税抜き標準価格)600,000円の場合- (A)

対象部分の組立て工事費600,000円×10%=60,000円- (B)

対象部分(浴槽)の組立て工事費60,000円×15%=9,000円- (C)

対象部分（洗い場）の組立て工事費 60,000 円×20%=12,000 円-（C'）

対象部分（扉）の組立て工事費 60,000 円×10%=6,000 円-（C''）

（C）+（C'）+（C''）=9,000 円+12,000 円+6,000 円=27,000 円

※ 上記の按分基準以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を記入し提出してください。

#### （5）理由書と写真

改修の種類	部材	理由の内容	写真
段差の解消 ・ 跨ぎ（浴槽内外の段差）の高さ解消。 ・ 洗い場床と浴槽床の落差の解消	浴槽	跨ぎを低くしたいのか、床の落差を解消したいのかをわかるように記載します。 ※ 跨ぎの合計が改修後に減じていることが必要ですが、床の落差を低くする場合は跨ぎの合計が変わらないこともあるため。	施行前後→跨ぎにスケールを当てる。
段差の解消 ・ 脱衣所→浴室の床面の違いによる床上げ床下げ ・ 敷居の上げ下げにより扉が使えない場合に限り付帯工事で扉も対象。	洗い場の床材	床上げなのか床下げなのかがわかるように記載します。	施行前後→スケールを当てる等して、浴室内外それぞれの段差がわかるように。
段差の解消 ・ 床上げ、床下げの付帯工事として	扉		・ 床上げ等の影響する位置に扉があることがわかるように ・ 脱衣所側と浴室側の2方向から扉を撮ります。
床材の変更	洗い場の床材	通常の床材と同様	床面全体を
扉の取替え	扉	通常の扉と同様	扉全体を

#### （6）見積書

① 介護保険適用外の工事も含めた見積書とする場合は、介護保険対象部分と対象外部分を分けて記載してください。介護保険の申請額は、介護保険対象部分のみの額としてください。